

在京タイ王国大使館の告知

管理番号 15/2563

件名 日本滞在中のタイ国民に対しての複数都道府県の緊急事態宣言の期間中の要請

仏暦 2563 年 4 月 3 日付の「件名：海外滞在中タイ人の帰国管理・対策」といった在京タイ王国大使館の告知に関わり、

感染経路不明の症例が多く医療提供体制がひっ迫し感染者が急速に増加した日本国内の COVID-19 の感染状況から、仏暦 2563 年 4 月 7 日の夕方、日本総理大臣安倍晋三氏により、緊急事態宣言が発出されました。

それに対し在京タイ王国大使館より、以下の通り緊急事態宣言の内容をお知らせ致します。

1. 緊急事態宣言の対象地域及び有効期間

対象都道府県は東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡であり、仏暦 2563 年 4 月 8 日零時から仏暦 2563 年 5 月 6 日まで効力が生じます。

2. 目的

感染予防及び国民を守ること。専門家の試算では人と人との接触機会を削減し、「密閉」、
「密集」、
「密接」の 3 つの「密」を避けることで 2 週間以内に 7～8 割感染者の増加を減少させることができます。

3. 緊急事態上の対策の概要

3.1 通常通り運営の継続ができる事業：病院、コンビニ、スーパーマーケット、レストラン（営業時間の短縮）、銀行、金融機関、物流事業、介護施設、交通機関、電力・ガス・電波などの生活インフラ、ゴミの回収事業。

3.2 教育機関：学校施設の利用停止を要請し、オンラインでの授業を可能とします。

3.3 病院：事業の継続はできるが、感染リスクを削減するために、電話・オンラインでの診療体制の整備の検討をします。

3.4 休業要請された事業：デパート、映画館、カラオケ、ナイトクラブ、バー

3.5 民間企業の営業について：なるべく在宅勤務にして、在宅勤務不可能な企業は交代での出勤や、出勤の 7 割削減に努めます。

3.6 国民の生活について：必要な場合は外出ができ、3 つの「密」にならない場所で散歩、ジョギングする事は可能です。外出中はマスクを着用し、できるだけ自宅で過ごして他県への移動をしないようにして下さい。

3.7 県知事への権限付与：緊急事態宣言の発令により、各区域に対し適切な対策を講じるよう県知事に権限が与えられます。県知事は、民間企業に薬やマスク・食料品の売り

渡しを求める権限も有し、一定の条件を満たせば同意を得ずに民間の土地建物の利用も認められます。

4. **日本滞在タイ人に対するの協力要請**：在京タイ王国大使館は下記の通り、日本滞在のタイ人に日本政府から協力要請された対策及び方針に従うよう要請します。

4.1 なるべく在宅勤務にし、薬や食料品の購入あるいは病院の通院など、生活に必要な範囲内での外出にとどめ、極力外出を自粛してください。

4.2 外出が必要な場合、「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避けてください。

4.3 日本中央官庁及び地方自治体が講じた対策の実施に従ってください。

5. **ニュース・情報の確認**：日本滞在のタイ人は在京タイ王国大使館の以下の経路でニュースや情報を確認することができます。

ホームページ <http://site.thaiembassy.jp/>

Facebook 在京タイ王国大使館 又は

<http://www.facebook.com/rtejapan/>

Twitter @rtetokyo 又は

<https://twitter.com/rtetokyo?lang=en>

6. **お問い合わせ**：緊急事態宣言の期間中、東京都では在京タイ王国大使館は予約した用件を優先に対応します。以下の連絡先にて在京タイ王国大使館とご連絡頂けます。

普通用件 infosect@thaiembassy.jp

領事部門のメール rtetokyo2020.consular@gmail.com

(事前に予約してください)

タイ人専用電話番号 090 4435 7812

お困り(Hotline)

以上

仏暦 2563 年 4 月 7 日 公表

(シントン・ラーピセートパン)

駐日タイ王国特命全権大使